

事故米穀を国内市場に流通させないための「輸入米穀買入委託契約書」
の見直しについて

食品衛生上問題がある米穀を輸入させないため、以下のとおり「輸入米穀買入委託契約書」を改正する。

主な改正内容

(事故品等の区分及び処理)

第 15 条 甲は、第 10 条の輸入手続又は前条の検査において、食品衛生上問題があると認められたもの(以下「事故品」という。)については、前条の検査職員に他の現品と区分させるものとする。

2 甲は、船舶又は沿岸の荷役作業中にこぼれ落ちたものをはき寄せたもの等であって、土砂、石、きょう雑物、異物、碎粒(碎精米の規格の碎粒を除く。)等を多く含んだもの又は土、砂、油分その他によって汚損された粒を多量に含んだもの(以下「荷粉品」という。)については、前条の検査職員に他の現品と区分させるものとする。

3 甲は、事故品又は荷粉品に区分されたものについては、買入れを行わないものとする。

4 乙は、事故品又は荷粉品として区分されたものについては、次のいずれかの方法により処理を行い、国内に流通させないものとする。

この場合において、当該処理を実施するために必要な費用については、乙の負担とする。

(1) 積戻しによる輸出国等への返送

(2) 廃棄物としての処理

5 乙は、前項に掲げる処理を行うときは、付録 1 に定める処理計画を甲に提出するものとする。

注：甲は総合食料局長、乙は商社である。